

健生食輸発1225第2号  
令和7年12月25日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産カラマンシーのプロフェノホス及びきだちとうがらしのトリシクラゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年12月24日付け健生食輸発1224第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産カラマンシーのプロフェノホス及びきだちとうがらしのトリシクラゾールについて検査命令を解除したことから、令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別表第2への追加

- ・ベトナム産カラマンシー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロフェノホス
- ・ベトナム産きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のトリシクラゾール